

弁護士・外国法事務弁護士共同法人に関する確認事項

(令和3年6月18日理事会決議)

弁護士法人規程に基づく確認事項(平成13年11月20日理事会議決)、弁護士法人規程に関する表示等の確認事項(平成13年12月20日理事会決議)及び弁護士法人規程に関する常駐等の確認事項(平成13年12月20日理事会決議)は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人について準用する。

附 則

この確認事項は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和2年法律第33号)第2条の規定の施行の日から施行する。

(令和4年政令第41号で令和4年1月1日から施行)